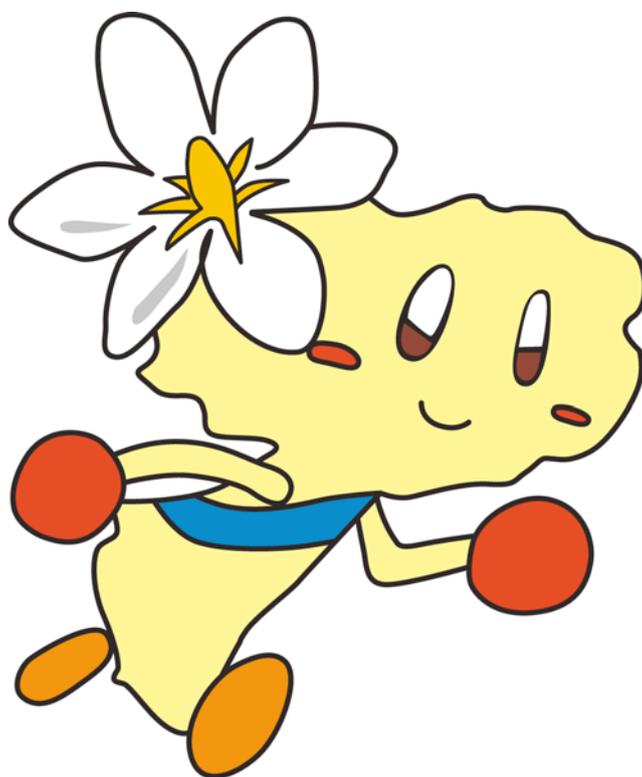


誤振込回収対応マニュアル

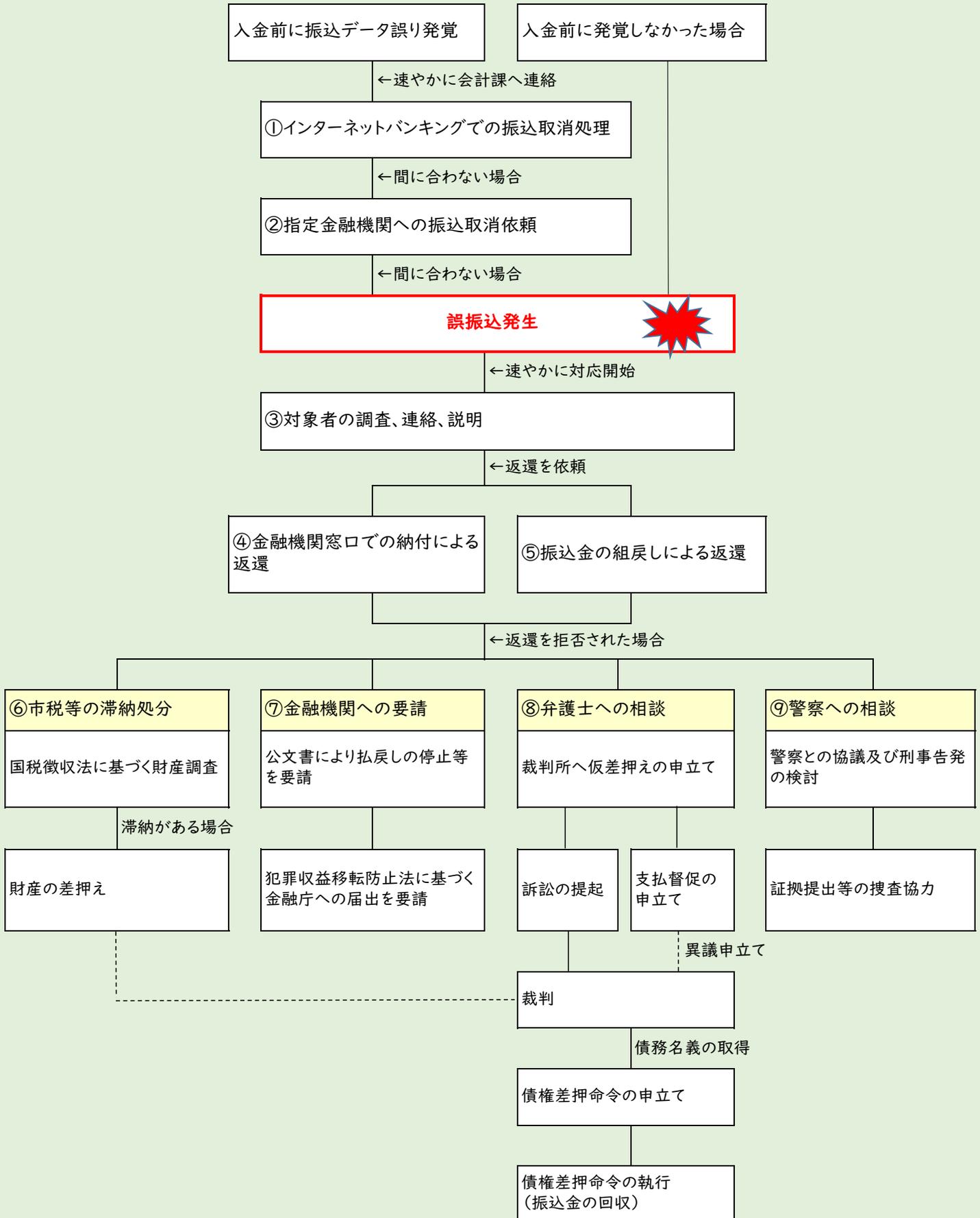


令和4年8月
大府市会計課

目 次

1	誤振込回収事務フロー	1 頁
2	誤振込回収事務マニュアル	2 頁
3	(参考) 関係法令抜粋	6 頁

誤振込回収事務フロー



誤振込回収事務マニュアル

○入金前に振込データ誤りが発覚した場合（担当課、会計課）

- ・振込みの条件：金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
以上の5項目が一致していることが条件
- ・振込誤りの種類：振込金額の誤り、振込先の誤り、口座情報の誤り
- ・支払担当課は、誤りが判明した段階で速やかに会計課へ連絡する。

①インターネットバンキングでの振込取消処理（会計課）

- ・三菱UFJ銀行のインターネットバンキング「BizSTATION」上で取消処理
- ・振込日の前日18時までであれば、口座振込みを実行するシステム上で取消が可能

②指定金融機関への振込取消依頼（会計課）

- ・本市からの振込みは、全て指定金融機関の三菱UFJ銀行を通して行っている。
- ・振込日当日の午前中で、三菱UFJ銀行から送金先金融機関への資金移動前であれば、三菱UFJ銀行側で振込みの停止処理が間に合う可能性がある。

◎誤振込発生

- ・振込取消依頼が間に合わなかった場合や誤振込みに気付かなかった場合は、対象者の口座に入金される。
- ・誤振込みがあった状態を不当利得（契約がないのに金銭が移動した状態）といい、相手方に対して不当利得返還請求権を有する状態になる。
- ・速やかに対象者、振込金額等の状況把握をする必要がある。

③対象者の調査、連絡、説明（担当課）

- ・対象者が多い場合は、対象者のリスト（氏名、住所（居住地）、電話番号、振込金額等）を作成する。
- ・訪問、電話等により対象者と接触し、誤振込みに至った状況を丁寧に説明する。
- ・誤振込みであることを明確に伝える。
→誤振込みであることを認識しているにも係わらず振込金を使ったり、引き出したりすると、違法行為になる可能性がある。
- ・返還方法は、下記の2つの方法が考えられる。
 - ア 金融機関窓口での納付による返還
 - イ 振込金の組戻しによる返還

④金融機関窓口での納付による返還（担当課）

- ・財務会計システムで戻入命令を起案し、納付書を作成する。
- ・対象者に納付書を郵送又は手渡しし、金融機関窓口での納付を依頼する。
- ・納付期限までに納付がない場合は、再度連絡をする。

⑤振込金の組戻しによる返還（担当課、会計課）

- ・誤振込みを受けた相手方の同意を得て、金融機関が振込先口座から市の会計管理者口座へ振込金を組戻す手続
- ・指定金融機関へ誤振込情報を伝えると、振込先金融機関に連絡が入る。
- ・振込先金融機関が振込金組戻承諾書の提出を依頼するなどの方法（金融機関によって異なる）で本人の意思を確認した上で、組戻しを実行する。
- ・同意の意思確認については、振込先金融機関と連携して対応する。
- ・指定金融機関に支払う組戻しの費用は、1件880円（税込）
- ・財務会計システムで戻入命令を起案し、納付書を作成しておく。
- ・指定金融機関で組戻しの手続が完了すると、会計管理者口座へ振り込まれる。

⑥市税等の滞納処分（担当課、税務課）

- ・市税等の滞納の有無を確認→振込金自体は私債権であるが、市税等の滞納があれば、国税徴収法に基づく差押えが可能
- ・市税、後期高齢者医療保険料、保育料などの強制徴収公債権（※1）は、国税徴収法に基づく差押えが可能
- ・督促状発送後10日が経過していれば、財産調査（国税徴収法141条）及び差押え（国税徴収法第47条）が可能
- ・差押金額については、滞納額に関わらず全額を差し押さえることが可能（国税徴収法63条）
- ・ただし、私債権を回収するための手段として滞納処分を利用する場合は、裁量権の逸脱及び乱用による違法な手続と見なされないよう慎重に進める必要がある。
- ・財産調査は、預金に加え、給与、不動産、動産などについても調査を行う。
- ・財産を差押えした場合は、市税等への配当充当後の残余金交付まで（差押えの日から11日間）保全することができる。
- ・仮差押命令が送達された場合は、供託（※2）手続を行うことにより、引き続き残余金を保全することができる。
- ・差押えにより財産を保全した後、訴訟等の対応を行う。

（※1）強制徴収公債権とは

公債権のうち地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権。裁判所の力を借りずに行政機関自らが滞納者の財産に強制を加え、当該金銭に相当する財産的価値を強制的に徴収することができる。

(※2) 供託とは

金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出してその管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度

⑦金融機関への要請（担当課、会計課）

- ・公文書により、対象者の預金払戻しの停止及び預金口座の入出金記録等の情報開示を要請する。
→各金融機関の預金規定等において、「犯罪に使用される疑いのある取引のあった口座について、停止又は解約することができる。」旨が定められている場合がある。
- ・犯罪収益移転防止法第8条に基づき、犯罪に使用される恐れのある「疑わしい取引」の情報として金融庁へ届出を行うよう要請する。

⑧弁護士への相談（担当課、行政管理課）

ア 仮差押えの申立て

○前提条件

- ・差し押さえる口座及び財産が確定していること
- ・仮差押えの実行完了までには、1週間程度かかる。
- ・仮差押えの実行完了までは、自由に資金を動かすことができる。
- ・仮差押えには、担保金が必要（差押金額の10～30%）
- ・仮差押えの完了後に、訴訟を提起する必要がある。

○仮差押えまでの流れ

- ・弁護士への相談
→仮差押えは、訴訟を前提とした手続であるため、早期に弁護士へ相談する。
- ・仮差押命令の申立て
→差し押さえる財産の調査を行い、仮差押命令申立書を裁判所に提出する。
→「被保全権利の存在」（債権が存在すること）、「保全の必要性」（対象者が債権を隠したり、使用したりする可能性があること）を主張する必要がある。
- ・裁判所の審理
→裁判所から申立内容について質問がある。
→申立て後、裁判所から担保金（差押金額の10～30%）の供託指示がある。
- ・仮差押命令の執行
→法務局に担保金を供託し、供託書正本を裁判所に提出する。
→対象者に仮差押決定書が送達される。
→仮差押命令が送達され、仮差押え（口座凍結等）が執行される。

イ 支払督促の申立て

- ・申立人の申立てに基づいて、簡易裁判所の書記官が相手方に金銭の支払いを命じる制度
- ・訴訟より費用が掛からず、迅速に手続が可能
- ・支払督促の流れ
支払督促申立書を提出→書記官による審査→支払督促を送付
→仮執行宣言申立書を提出→仮執行宣言付支払督促を送付
→債権差押命令申立書の提出→債権差押命令の執行
- ・ただし、相手方から異議申立てがあった場合は、支払督促の効力を失い、相手方の住所地を所管する裁判所で訴訟に移行する。

ウ 訴訟の提起

- ・仮差押え後に、不当利得返還請求訴訟を提起する。
 - ・訴訟の提起には、議会の議決が必要（地方自治法 96 条）
 - ・訴訟の流れ
訴訟の提起→裁判→債務名義の取得→債権差押命令申立書の提出
→債権差押命令の執行
 - ・債務名義（※3）には、確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、認諾調書などがある。
 - ・債務名義を取得した場合は、強制執行の手続が可能になり、仮差押えした財産を換価し、振込金を回収できる。
- （※1）債務名義とは
債務者に給付義務を強制的に履行させる手続（強制執行）を行う際に、その前提として必要となる公的機関が作成した文書のこと

⑨警察への相談（担当課）

- ・誤振込みがあったことや振込金を引き出したことなどを裏付ける資料や証拠を持参し、詳細に状況を説明する。
- ・必要に応じて告発（刑事訴訟法 239 条）を検討し、警察が事件として取扱う場合は、捜査に協力する。
- ・相手方が誤振込みを認識しているにも係わらず、故意に以下の手続を行った場合は、違法行為に該当する可能性がある。
 - ア 窓口で引き出した場合 → 詐欺罪（刑法 246 条）
 - イ ATM で引き出した場合 → 窃盗罪（刑法 235 条）
 - ウ 他の口座への振替を行った場合 → 電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）
 - エ 振込金を使った場合 → 占有離脱物横領罪（刑法 254 条）

＜参考＞関係法令抜粋

◇国税徴収法

(差押の要件)

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督促）に掲げる国税をその納期限までに完納しないとき。

2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

(差し押える債権の範囲)

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。

(質問及び検査)

第四百一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

◇地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者は、特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

◇刑事訴訟法

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

◇刑法

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。